

令和2年厚木市農業委員会2月定例総会議事録

日 時 令和2年2月25日 火曜日 午後1時30分から午後3時5分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1番 市 川 和 典

2番 松 野 勝

3番 野 口 政 夫

4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆

6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文

8番 井 上 謙 治

9番 山 川 宏 司

10番 松 前 進

11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川 暁(会長職務代理)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について(報告18件)
- 2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(報告9件)
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明について(報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について(報告5件)
- 5 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について(4件)
- 6 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
- 7 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について(2件)
- 8 議案第10号 特定農地貸付けに係る承認申請について(1件)
- 9 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について(42件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和2年厚木市農業委員会2月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、11番の三橋澄夫委員と12番の早川暁会長職務代理者をお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、1月14日から2月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、合計で5件、7筆、面積は1,285平方メートルでございます。
法第5条につきましては、合計で13件、46筆、面積は15,919.07平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、18件、53筆、面積は17,204.07平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、1月14日から2月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は4人、農地の所有権を取得された相続人は9人、筆数は63筆、面積は25,220平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<三橋委員>

116番についてですが、権利取得事由が遺留分減殺となっておりますが、これはどういう意味なのでしょう。

<専任主幹>

遺留分減殺については、被相続人が、特定の相続人に対して資産のほとんどを譲るといった内容の遺言を残した場合に、他の法定相続人が自己に必要な最低限の遺産を確保するために申立てを行うための制度です。

<三橋委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

本件につきましては、令和2年1月24日付けで、Aさんの相続人であり、山際にお住まいの長男Bさんから相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

相続税の納税猶予の特例を受けようとする農地は山際字堀付1筆、同字六貫田1筆、同字中神1筆、同字南海道1筆、猿ヶ島字竹ノ内1筆及び同字孤島1筆、地目は畑及び田、合計面積は3,390平

方メートルでございます。

本証明願を受け、書類審査及び本人の立会いのもと現地調査を行いましたところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、令和2年2月12日付けで証明書を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。御報告する案件は5件でございます。

1番でございますが、申請者は、飯山にお住まいのCさんでございます。

申請地は飯山字亀井1筆、地目は畑、面積は505平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成10年に自宅を建築した際に、住宅敷地及び駐車場として使用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成21年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、申請に先がけて事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、平成31年4月23日に山川委員及び前委員の臼井委員立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

2番でございますが、申請者は、金田にお住まいのDさんでございます。

申請地は金田字下夕原1筆、地目は畑、面積は284平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和49年頃に、隣接する自宅の敷地及び駐車場として使用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、申請に先がけて事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、1月15日に井上委員及び梅澤委員立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

3番でございますが、申請者は、七沢にお住まいのEさんでございます。

申請地は七沢字神出1筆、地目は田、面積は6.09平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和45年頃に、隣接地に旅館が建設された際に公衆用道路として使用され、現在に至っているもので、平成22年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、1月31日に三橋委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

4番でございますが、申請者は、愛甲東2丁目にお住まいのFさんでございます。

申請地は愛甲東二丁目1筆、地目は田、面積は330平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和62年頃に、近隣の事業者から車両置場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧整地し、貸し出し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、申請に先がけて事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、令和元年12月19日に早川会長職務代理者立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

5番でございますが、申請者は、愛名にお住まいのGさんでございます。

申請地は愛名字萩原3筆、地目は畑、合計面積は1,447平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、大正時代に申請人の祖父母が豚舎を建築し、現在に至っているもので、平成22年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、申請に先がけて事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、令和元年12月19日に早川会長職務代理者及び新藤委員立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました山川委員、井上委員、三橋委員及び早川会長職務代理者から報告をお願いします。

<山川委員>

1番について説明いたします。

この土地につきましては、平成10年に自宅を建築した際に、住宅敷地及び駐車場として使用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<井上委員>

2番について説明します。

この土地につきましては、昭和49年頃に、隣接する自宅の敷地及び駐車場として使用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<三橋委員>

3番について説明します。

この土地につきましては、昭和45年頃、隣接地に旅館が建設された際、公衆用道路として使用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<早川会長職務代理者>

4番及び5番について説明いたします。

4番でございますが、この土地につきましては、昭和62年頃に、近隣の事業者から車両置場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧整地し、貸し出し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

5番でございますが、これらの土地につきましては、大正時代に申請人の祖父母が豚舎を建築し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<難波委員>

5番については、豚舎として現在に至っていると説明がありましたが課税地目はどうなっているのでしょうか。

<副主幹>

宅地及び畑での課税となっております。

畑課税の部分についても豚舎の一部での使われ方となっておりますので、非農地と認めたものです。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

<市川委員>

1番、2番及び5番についてですが、こちらは建て替えができる要件があるのでしょうか。

<事務局長>

都市計画法の要件になるので一概には申し上げられませんが、1番及び2番につきましては、昭和45年の都市計画の線引き以降に建築されているので、建て替えができる可能性は低いものと思われます。

しかし、5番につきましては、線引き以前から建物があるので、建て替えができる可能性は高いものと思われます。

<市川委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈専任主幹〉

ただいま議題となりました議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は関口字山ノ根1筆、地目は田、面積は820平方メートルです。

受人は下依知1丁目の合同会社H、代表社員Iさんで、渡人は関口にお住まいのJさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

水稻の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は5,339平方メートルです。

申請地は、法人の所在地から車で約10分のところに位置しております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は関口字長坂1筆、地目は畑、面積は797平方メートルです。

受人は関口にお住まいのKさん、同所にお住まいのLさん及び関口にお住まいのMさんで、渡人は関口にお住まいのJさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

果樹の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人、妻、長男及び臨時雇用人の合計8人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は57,548.19平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約5分のところに位置しております。

3番でございますが、対象となる農地の所在は金田字南海道1筆、地目は山林、面積は247平方メートルです。

受人は金田にお住まいのNさんで、渡人は金田にお住まいのOさんです。

本申請は、耕作上の利便を図るための贈与による所有権移転です。

露地野菜の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人、妻及び母の合計3人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は4,214平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約5分のところに位置しております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は戸田字鶴田1筆、地目は畑、面積は674平方メートルです。

受人は下津古久にお住まいのPさんで、渡人は下津古久にお住まいのQさんです。

本申請は、農業経営の安定を図るための世帯内の贈与による所有権移転です。

花きの作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人、妻、父及び常時雇用人の合計10人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は9,342.10平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに決しました。

<議長>

次に、日程6、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

本申請は、営農型太陽光発電を予定しておりますので、営農型太陽光発電設備における一時転用の概要について説明いたします。

これは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものです。

転用面積は、支柱部分及び付帯設備部分となります。

下部の農地における営農の適切な継続を前提とするもので、太陽光パネルの角度、間隔等農作物

の生育に適した日照量を保つ設計であるほか、支柱の高さや間隔が農業機械等を効率的に利用して営農する空間を確保できるものである必要があります。

許可された場合、地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合や農作物の品質に著しい劣化が生じている場合は、適切に営農が継続されていないと判断されますので、設備を撤去するように指導を行い、撤去に応じない場合は農地法違反として対応をすることになります。

また、農作物の収穫状況を毎年2月末までに報告することになっており、その際は報告内容が適切であるか知見を有する者の確認を受ける必要があります。

適切な営農が継続されていれば、一時転用許可期間の満了時に再度許可申請を行い、許可期間を更新することも可能となります。

それでは説明いたします。

対象となる農地の所在は下荻野字寺之下2筆、地目は畑、合計面積は1,616平方メートルの内8.76平方メートルです。

申請人は座間市東原4丁目にお住まいのRさんです。

本申請は、営農型太陽光発電設備の設置を目的とした、許可日から3年間の一時転用許可申請です。

申請人は、申請地を平成29年に相続し、農地の有効な活用方法として営農型太陽光発電事業に興味を持ったため、自宅から30分以内に位置する申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び南側は畑、西側及び北側は道路に接しております。

設備につきましては、太陽電池モジュールを260枚設置することにより、およそ49.5キロワットの発電が可能な規模となっており、太陽光パネル用支柱90本及びS株式会社に電力を送るための支柱2本を設置する計画です。

支柱の高さは最低地上高が2メートル、最高地上高が3メートルとなっており、支柱の間隔は3メートルから4.5メートルとなっております。

遮光率については46.66パーセントとなっており、下部農地で作られる作物である渋ガキの光合成の光飽和点となる照度は充たされているとの資料が添付されております。

申請人の農作業経験は30年であり、渋ガキの耕作経験はないとのことですが、山梨県の農事組合法人合同会社Tが営農を支援する計画となっております。

農地区分は、農用地区域内農地で、原則として許可できない農地に該当しますが、本申請のように支柱を立てて営農を継続する発電設備等の一時転用の場合は、例外的に許可をすることができるものです。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議たまわりますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。

事務局の説明にもありましたように、営農型発電施設の設置のための一時転用となります。

申請人から詳細な説明をしていただくため、申請人Rさんの夫であるUさんに本日、お越しただいておりますので、ここで入室していただきます。

〔Uさん入室〕

〈議長〉

Uさん、お忙しいところ、大変お疲れさまです。

今回の農地転用許可申請にあたって、営農型発電施設の設置のための農地転用となりますので、具体的な事業計画や営農意欲についてお聞きするため、本日も越させていただきました。

御説明いただいた後、各農業委員からいくつか質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、事業計画や営農意欲につきまして説明をお願いします。

〈Uさん〉

当該地については、妻の父が生前、近隣住民に畑として使っていただいていたのですが、妻が農地を相続した時には、近隣住民の方も高齢になっていたこともあり、農地を返してもらい、自分たちで耕作することにしました。

しかし、面積が1,616平方メートルもありましたので、上手に管理できないかと模索していたところ、山梨県で太陽光発電を行いながら下の農地でカキを育てている実績があることを知り、今回申請いたしました。

事業計画については、最大3メートルの支柱を設置し、その上にパネルを設置し、49.5キロワットの発電量を予定しております。

農地の部分には、管理のしやすいカキを中心に植える予定となっております。

申請地までは、自宅から車で約30分の距離です。

営農については、私、妻及び娘の3人で行い、毎年収穫量の報告を確実に行っていきます。

以上です。

〈議長〉

Uさんから説明をいただきましたが、何か御質問はありませんか。

〈井上委員〉

カキ以外にはどのような作物を植えるのでしょうか。

〈Uさん〉

キャベツ、ナス、キュウリなどを植えようと思っています。

こちらについては、自家消費を予定しております。

〈井上委員〉

カキの販路はどのように考えていますか。

〈Uさん〉

甘いカキを栽培すると鳥が食べに来て、パネルにフンをしていくと聞いたので渋ガキの栽培を予定しており、渋ガキを買い取ってくれる業者があるので、そちらに出荷しようと考えております。

<井上委員>

山梨県の農事組合法人が営農を支援するということでしたがどのような支援を受けられるのでしょうか。

<Uさん>

苗の選び方や育て方を指導いただき、渋ガキの買取りについても、農事組合法人合同会Tが行う予定となっております。

<井上委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

<三橋委員>

他の市町村において、強風でパネルが飛んだことがありましたが、対策は行っていますか。

<Uさん>

事務局には既に強度計算書を提出しておりますが、厚木市での強風の想定に則った設計となっており、構造的に一般的な太陽光発電設備と違い、パネルが上に重なる構造ではなく、すのこ状に設置するため、風の影響をほとんど受けない構造となっております。

全国で200例ほど設置した実績があり、パネルが剥がれたり、支柱が曲がったりしたことは一度もないということでしたので、問題はないと思います。

<三橋委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

<難波委員>

カキを3メートル以内の高さで栽培するのは難しいと思いますが、どのような栽培方法なのでしょうか。

<Uさん>

営農型太陽光発電でカキを育てている前例は多数あり、山梨県では、5年ほど前に植えたカキが収穫できる状態となっております。

カキは、特別な品種というものではなく、植えてから2年目くらいに中心軸の頭部分をカットするとカキは横にしか育たなくなります。

基本的には、一番高く2.5メートル程度までとしてあとは横に広げていく予定です。

<難波委員>

当該地を確認しましたが、かなりの傾斜があるように見えました。
その辺りは、整地をするのでしょうか。

<Uさん>

整地はせずに現状のままの勾配でパネルを設置する計画となっております。

<難波委員>

カキの消毒は行いますか。

<Uさん>

甘カキは消毒しますが、渋ガキの場合はほとんどやりません。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ただいま、委員の皆さんから様々な質問がなされたということは、営農型発電施設の設置について、本当に太陽光パネルの下で営農継続ができるのかとの不安があるからだと思いますので、その点を十分御理解していただき、営農を行っていただきたいと思います。

質問はないようですので、Uさんには、ここで退室していただきます。お疲れ様でした。

[Uさん退室]

<議長>

ただいま、申請人からのヒヤリングが終わりました。これより質疑に入ります。皆さん方から、何か御質問やご意見はありませんか。

<難波委員>

現地を見たところ道路側に小屋がありましたが、これはそのまま使うのでしょうか。

<副主幹>

小屋については、農業用倉庫ということなので、そのまま使用する予定とのことですよ。

<難波委員>

農地に入るまでの道が狭く感じましたが、どの様にパネルの設置を行うのでしょうか。

<副主幹>

設置するのはパネルということなので、歩いてパネルを運び設置するそうです。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

次に、日程7、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は中荻野字稲荷木1筆、地目は畑、面積は455平方メートルです。

受人は及川にお住まいのVさん、渡人は東町にお住まいのWさんです。

本申請は、所有権移転による自己住宅建築のための許可申請です。

受人の住宅が、国道246号改築工事の収用予定地となったことから、県道に近接しており市街地に出るのに便利であること、また自然が豊かで住環境に適している申請地に自己住宅を建築するため、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び北側は畑、南側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧し、木造2階建、建築面積107.20平方メートル、延床面積159.30平方メートルの住宅を建築しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外にコンクリートブロック2段から3段積を新設する計画となっております。汚水については合併浄化槽により処理後、オーバーフロー分を既設の側溝に流す計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水枳を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、荻野地区市民センターから94.48メートルの距離に位置する第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル未満となりますが、開発許可を要するため市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在共に手続中となっております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は三田字堰端3筆、地目は田、合計面積は573平方メートルの内121.20平方メートルです。

借人は飯山の株式会社X、代表取締役Yさん、渡人は三田にお住まいのZさん及び同所にお住まいのaさんです。

本申請は、賃借権設定による仮設作業場設置のための一時転用許可申請です。

転用期間は令和2年4月1日から1年間です。

借人は、飯山に本店を置き、土木工事業を営む法人で、神奈川県厚木土木事務所から県道42号橋脚施工を受託しており、工事施工箇所の隣接地である申請地を大型機械等の作業場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び南側は畑、北側は雑種地に接しております。

隣接地等への被害防除措置として、敷地内を鉄板敷し、西側及び南側に高さ1.8メートルのバリケード及び高さ15センチメートルの板張土留を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は、睦合北地区市民センターから199.55メートルの距離に位置する第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程7、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当をもって県に進達することに決しました。

〈議長〉

続きまして、日程8、議案第10号「特定農地貸付けに係る承認申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈農地管理係長〉

ただいま議題となりました、議案第10号「特定農地貸付けに係る承認申請について」、御説明申し上げます。

まず、特定農地貸付けについて御説明いたします。

特定農地貸付けは、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づくもので、次の要件に該当する、いわゆる市民農園利用者への農地の貸付けのことであります。

1. 10アールの未満の農地で、相当数のものを対象として定型的な条件で行われるものであること。
2. 営利を目的としない農産物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。
3. 5年を超えない農地の貸付けであること。

なお、同法律の仕組みにより、農地を所有しない者や法人が、市民農園を開設するときは、農地所有者から直接農地を借りることはできず、地方公共団体等を介在する必要があります。

このため、当該農地を所有しない者や法人は、市町村と貸付協定を締結します。その後、農園利用者への貸付けの規定を添付して、農業委員会への承認申請を行います。承認後、農地所有者と市町村等、そして市町村等と開設者の間で、それぞれ賃貸借権等の設定を行い、市民農園を開設することとなります。

それでは、申請内容について御説明いたします。

お諮りする案件は1件でございます。

申請者は、市民農園の開設者である飯山のb株式会社、代表取締役 cさんでございます。

対象地は上古沢字矢崎4筆、地目は畑、合計面積は4,901平方メートルで、上古沢にお住まいのdさんが所有する農地でございます。

開設者であるb株式会社は、当該農地を所有しない法人であることから、令和2年2月10日付けで厚木市と貸付協定を締結しております。

利用者への貸付規程によりますと、市民農園利用者の募集方法は、一般公募で、応募者多数の場合は抽選による選考を行うこととなっており、貸付けに係る賃料が、1区画当たり年間で16,128円となっており、1区画は42平方メートル、合計で40区画が計画されています。また、営利を目的とし

ない農作物の栽培に限り、認められており、貸付期間は2年以内となっているなど特定農地貸付けの要件を満たしているものです。

なお、その他に建築物等の設置や転貸などが禁止事項とされております。

また、開設時期は令和2年4月を予定しています。

申請地に国有管理地部分がありますが、現在、所有者において払下げの手続が進められております。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<難波委員>

市民農園を開設する場合、大勢の方が集まるため、農機具置場、駐車場及びトイレなどのスペースが必要になってくるとは思います。確保されているのでしょうか。

<農地管理係長>

駐車場につきましては、入口付近に車3台ほどのスペースがあります。

その駐車場が満車になるようであれば、付近にb株式会社のほ場がありますので、そちらに駐車スペースを確保しております。

また、農機具置場、仮設トイレ、洗い場などについてもこれから設置する計画となっております。

<難波委員>

貸付期間が2年以内というのは更新できるのでしょうか。

また、営利を目的としない場合はNPO法人になるのでしょうか。

<農地管理係長>

貸付期間の更新は可能です。

また、b社は株式会社となっております。

営利目的でないというのは、市民農園を利用する方が営利を目的にしないという意味です。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

<山川委員>

b株式会社と厚木市が貸借契約を結んだ理由を教えてください。

<農地管理係長>

市民農園の開設につきまして、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律においては、当該農地を所有しない法人については、農地所有者と直接農地貸付けの締結を行うことができないため、法の仕組みにより、市町村が間に入り貸借契約を結ぶものとなっております。

<山川委員>

その場合、利用者と地元住民がもめた場合は厚木市が間に入って仲裁を行うということでしょうか

<農地管理係長>

市は、農地の貸付けが適正に行われているか管理・監督するということでの協定が結ばれておりますので、問題があれば対応することになります。

<山川委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

<松前委員>

一般公募で抽選にて選考するということでしたが、あまり人が集まらなくて農地が余ってしまった場合には、どのように余った部分を管理するのでしょうか。

<農地管理係長>

農地が余るという想定はしておりませんが、1つの方法としては、1人が複数の区画を借りることができる貸付規定となっておりますので、利用者と相談しながら、できる限り空き区画がないようにするものと考えられます。

<松前委員>

以前、別の市民農園を視察した際に、空き区画を農園の管理者が耕作していると聞いたことがあります。

そのため、空き区画についてはb株式会社の方で耕作されると思っていましたが、そのような対応はされないのでしょうか。

<専任主幹>

空き区画がある場合に、新たな借り手を探したり、やる気のある利用者に区画を増やしたりしてもらうのは、b株式会社の企業努力ということで、できる限り空き区画がないようにすると考えております。

それでもなお、借り手のいない区画がある場合には、b株式会社で管理をすることになります。

以前、視察した市民農園につきましては、所有者が市民農園を運営しておりましたので、自ら耕作しておりましたが、今回の申請地については、営利を目的にしておりませんので、できる限り企

業努力により利用者を確保していくことになるかと考えております。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第10号「特定農地貸付けに係る承認申請について」、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第10号「特定農地貸付けに係る承認申請について」は、原案のとおり承認されました。

<議長>

続きまして、日程 9、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は42件でございます。

1番でございますが、借人は相模原市中央区上溝にお住まいの e さんで、申出地は山際字南久保 2筆、地目は畑、合計面積は2,181平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の賃貸借権の新規設定でございます。

2番から5番でございますが、借人は山際にお住まいの f さんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

2番の申出地は山際字南海道 1筆、地目は田、面積は586平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

3番の申出地は山際字南海道 1筆、地目は田、面積は595平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

4番の申出地は山際字南海道 2筆、地目は田、合計面積は1,190平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

5番の申出地は山際字南海道 1筆、地目は田、面積は584平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

6番でございますが、借人は関口にお住まいの g さんで、申出地は関口字中原 1筆、地目は畑、

面積は1,252平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

7番から9番でございますが、借人は関口にお住まいのKさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

7番の申出地は関口字才戸1筆、同字長坂4筆及び同字西河原1筆、地目は田及び畑、合計面積は5,454平方メートル、利用目的は水稲及び果樹、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

8番の申出地は関口字長坂2筆及び同字西河原1筆、地目は田、合計面積は2,632平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

9番の申出地は関口西河原2筆、地目は田、合計面積は1,780平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

10番でございますが、借人は上荻野にお住まいのhさんで、申出地は三田字蟹淵1筆、地目は田、面積は999平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

11番でございますが、借人は三田南3丁目にお住まいのiさんで、申出地は三田字蟹淵2筆、地目は田、合計面積は2,057平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

12番でございますが、借人は下依知2丁目にお住まいのjさんで、申出地は飯山字大見原2筆、地目は畑、合計面積は1,119平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

13番でございますが、借人は小野にお住まいのkさんで、申出地は小野字竹ノ内1筆、地目は田、面積は662平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の新規設定でございます。

14番でございますが、借人は小野にお住まいのlさんで、申出地は小野字中屋1筆、地目は畑、面積は1,067平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

15番から18番でございますが、借人は酒井にお住まいのmさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

15番の申出地は小野字廣町1筆、地目は田、面積は764平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

16番の申出地は小野字廣町1筆、地目は田、面積は764平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

17番の申出地は小野字廣町1筆、地目は田、面積は764平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

18番の申出地は小野字廣町1筆、地目は田、面積は764平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

19番から23番でございますが、借人は小野にお住まいのnさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

19番の申出地は小野字榎田2筆、地目は畑、合計面積は1,757平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

20番の申出地は小野字神明前1筆、地目は田、面積は634平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

21番の申出地は小野字神明前1筆、地目は田、面積は776平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

22番の申出地は小野字神明前1筆、地目は田、面積は882平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

23番の申出地は小野字神明前1筆、地目は田、面積は720平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

24番でございますが、借人は小野にお住まいのoさんで、申出地は小野字神明前3筆、地目は田、合計面積は1,246平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

25番でございますが、借人は愛甲東3丁目にお住まいのpさんで、申出地は愛甲東三丁目1筆、地目は田、面積は983平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

26番でございますが、借人は戸田にお住まいのqさんで、申出地は戸田字鈴木田3筆、地目は田、合計面積は1,057平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

27番でございますが、借人は上依知にお住まいのrさんで、申出地は山際字中萩原1筆、地目は畑、面積は1,130平方メートル、利用目的は野菜、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

28番から31番でございますが、借人は中依知にお住まいのsさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

28番の申出地は中依知字櫻樹1筆、地目は畑、面積は388平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

29番の申出地は中依知字坂下3筆、地目は畑、合計面積は2,259平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

30番の申出地は中依知字相模崎2筆、地目は田、合計面積は972平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

31番の申出地は下依知字御岳1筆及び同字神明2筆、地目は畑、合計面積は2,161平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

32番でございますが、借人は金田にお住まいのtさんで、申出地は下川入字十二ノ域2筆、同字十三ノ域1筆及び同字十四ノ域2筆、地目は畑、合計面積は3,953平方メートル、利用目的は水稲、3年間の貸借権の更新設定でございます。

33番でございますが、借人は三田南3丁目にお住まいのuさんで、申出地は三田字白山1筆、地目は畑、面積は640平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

34番及び35番でございますが、借人は宮の里2丁目にお住まいのvさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

34番の申出地は中萩野字竹林1筆、地目は畑、面積は788平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

35番の申出地は中萩野字竹林1筆、地目は畑、面積は496平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

36番でございますが、借人は妻田西1丁目にお住まいのwさんで、申出地は飯山字志田原上1筆、地目は畑、面積は1,193平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

37番でございますが、借人は飯山の農事組合法人x、代表理事yさんで、申出地は林三丁目1筆、地目は田、面積は533平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

38番でございますが借人は七沢にお住まいのzさんで、申出地は七沢字馬場2筆、地目は畑、合計面積は911平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の貸借権の更新設定でございます。

39番でございますが、借人は恩名3丁目にお住まいのαさんで、申出地は温水字町田1筆、地目は田、面積は991平方メートル、利用目的は水稲、3年間の貸借権の更新設定でございます。

40番でございますが、借人は愛甲東1丁目にお住まいのβさんで、申出地は愛甲東3丁目3筆、

地目は田、合計面積は1982平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

41番でございますが、借人は戸田にお住まいのγさんで、申出地は戸田字下ノ町2筆、地目は田、合計面積は1,934平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

42番でございますが、借人は戸田にお住まいのδさんで、申出地は戸田字大南3筆、地目は田、合計面積は2,636平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

なお、1番から42番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年厚木市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。

令和2年2月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
